

ドイツにおける扶養料立替制度

生駒 俊英*

抄 録

「子どもの貧困」にかかわる問題の一つとして、養育費不払い問題がある。養育費が子どもの明日の生活費、将来を築く資金であることを考えると、養育費確保のためにさらなる支援、制度設計が必要であることは明らかである。養育費不払いへの対応は、大きく「立替払い手当」と「行政による支払い強制」に分類される。著者は、養育費確保という点からすると、「立替払い手当」を進めるのが相応しいと考えている。

本稿では、1980年から「扶養料立替制度 (Unterhaltsvorschuss)」を導入しているドイツの制度について紹介する。ドイツでは、毎年約50万人の子どものに約8億8千万ユーロの扶養料立替給付がもたらされている。また、制度導入後も改正が行われてきており、直近でも2017年に改正が行われている。ドイツにおける「扶養料立替制度」を概観し、日本に示唆となる点を探りたい。

キーワード：子どもの貧困，養育費不払い，扶養料立替制度

社会保障研究 2019, vol. 4, no. 1, pp. 119-127.

I はじめに

これまで著者は、「子どもの貧困」にかかわる問題の一つとして、養育費不払い問題について研究を進めてきた¹⁾。「子どもの貧困」問題に対しては、2013年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014年同法第8条に基づいて、「子供の貧困対策に関する大綱（以下、「大綱」とする。）」が閣議決定されている。大綱では、経済

的支援の一つとして養育費の確保に関する支援が挙げられているものの、その内容はあくまで相談支援が行われるに過ぎない²⁾。実際、平成28年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の母の養育費の受給状況として、現在も養育費を受けている442件（24.3%）、養育費を受けたことがある281件（15.5%）、養育費を受けたことがない1,017件（56%）と半数以上が養育費を受けたことがないと回答している。養育費が子どもの明日の生活費、将来を築く資金であることを考えると、

* 福井大学国際地域学部 准教授

¹⁾ 現状の問題点を整理したものとして、生駒俊英（2017）「裁判例からみる養育費不払いに対する現状」、『福井大学教育・人文社会系部門紀要』, No.1, pp.111-122, 生駒俊英（2018）「養育費不払いに対する現状－問題の明確化－」, 『福井大学教育・人文社会系部門紀要』, No.2, pp.73-89。

²⁾ 内閣府「平成29年度子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施状況」p.18。

養育費確保のためのさらなる支援、制度設計が必要であることは明らかである³⁾。

養育費不払いへの対応は、大きく「立替払い手当」と「行政による支払い強制」に分類される⁴⁾。著者は、養育費確保という点からすると、「立替払い手当」を進めるのが相応しいと考えている。子どもに対する施策を先進的に進めている兵庫県明石市では、2018年11月から1年間のモデル事業として、扶養義務者の養育費不払いに対して市が保証会社に対して保証料(上限5万円)を負担し、保証会社が権利者に養育費を立替え、義務者に督促、回収を行う「明石市養育費立替パイロット事業」を実施すると発表した⁵⁾。このような流れを止めないためにも、本稿では、1980年から「扶養料立替制度(Unterhaltsvorschuss)」を導入しているドイツの制度について紹介したい。ドイツでは、毎年50万人の子どもに約8億8千万ユーロの扶養料立替給付がもたらされている。また、制度導入後も改正が行われてきており、直近の改正である2017年の法改正後は、給付の対象範囲が広められたため71万4千人の子どもが扶養料立替給付を受給したとの報告がなされる⁶⁾。ドイツにおける「扶養料立替制度」を概観し、日本に示唆となる点を探りたい。

II ドイツにおける子どもの扶養⁷⁾

ドイツと日本では、私的扶養法の体系は親近性

を示すものとされる⁸⁾。まず初めにドイツにおける子どもの扶養について、本問題を理解する上で関係する点について概観しておく。

未成年子に対する両親の扶養義務は、ほかの親族間の扶養義務に優先する。未成年子の両親が別居している場合、子どもの監護教育を行う親は、その扶養義務を子どもの監護教育によって果たすこととなり(BGB1606条3項2文)、他方親は現金の支払いによって扶養義務を負担することとなる。

扶養の要件は、子どもの要扶養性および扶養義務親の給付可能性である。子どもの要扶養性は、子ども自身の収入または財産によって必要性を賄えない場合に生じる。扶養義務親の給付可能性は、自身の適切な生計を脅かすことなく扶養料を支払うことが可能な場合に認められる(BGB1603条1項)。扶養義務親は、未成年子に対して必要な自己留保分(Selbstbehalt)のみ権利を有することとなる⁹⁾。自身の適切な生計を確保することができない者に、他者(その者の子どもに対しても)の扶養料支払いを義務づけることは、人間の尊厳への侵害となるからである¹⁰⁾。また、扶養義務親の恒常的な努力(ständiger Bemühungen)にもかかわらず、適切な収入を得ることのできる相応の職業につけない場合にのみ、扶養義務は(部分的に)消滅する。

ドイツでは、親子間の具体的な扶養料とは別に、未成年子に対する最低扶養料(Mindestunterhalt)

³⁾ 2019年2月19日に閣議決定された民事執行法の改正案には、養育費等の取り立てを強化する内容が含まれている。

⁴⁾ 下夷美幸(2011)「養育費問題からみた日本の家族政策」、『比較家族史研究』, No.25, p.92。ドイツを含め諸外国の制度を概観するものとして、藤戸敬貴(2018)「諸外国における行政による養育費の確保」、『レファレンス』, No.814, pp.49-64。

⁵⁾ 明石市作成資料, https://www.city.akashi.lg.jp/seisaku/soudan_shitsu/kodomo-kyoiku/youikushien/documents/gaiyo_yoikuhipilot.pdf (2019年3月20日最終確認)。

⁶⁾ 家族・高齢者・青少年・女性省の2018年8月22日報道。

⁷⁾ 本文で指摘するものを除いて、家族・高齢者・青少年・女性省が公表している“Der Unterhaltsvorschuss”(2018)を参照。

⁸⁾ 野沢紀雅(2011)「ドイツ民法における未成年子の「最低扶養料(Mindestunterhalt)」について」、『中央ロー・ジャーナル』, Vol.7, No.4, p.116。

⁹⁾ 2015年以降、未成年子に対する必要な自己留保分は、就業している扶養義務親は月々1,080ユーロであり、就業していない扶養義務親は月々880ユーロである(Düsseldorfer Tabelle)。

¹⁰⁾ BGH Urteil vom 27.9.2000, FamRZ2001, 619。

が法定されている（BGB1612条a）。最低扶養料は、子どもの最低生活費（Existenzminimum）から算定される。さらに、扶養義務違反に対する刑事罰（StGB170条）、裁判所による扶養義務を履行すべきとの指示（Weisung）についての規定（StGB 56条c第2項5号）が刑法典に存在する。

Ⅲ 扶養料立替制度

1 はじめに

扶養料立替制度は、親の一方が死亡している、または経済的な理由により一方の親が権利者である子どもに対してその扶養料支払義務を履行することができない場合に生じる単独監護親およびその子どもの経済的に困難な状況を緩和することを目的として導入された。

本制度の連邦政府内の管轄は、家族・高齢者・青少年・女性省である。扶養料立替制度に基づく支出および収入は、以下のようである¹¹⁾。

2 扶養料立替制度の変遷¹²⁾

扶養料立替制度の先駆けは、1976年から扶養料立替法を導入していたオーストリアの制度を参考に実施されたハンブルク州における「ハンブルク扶養料立替金庫（Hamburger Unterhaltsvorschusskasse）（1977）であった。

1979年、「単独監護親の子どもの扶養を、扶養料立替または扶養料不足分給付により確保するための法¹³⁾」が成立した。法目的は、子どもの監護教育と同時に、他方親からの扶養料の支払い停止のため、特別の負担を被る単独監護親を経済的に支援することであった。当初本制度は、短期間自由に利用できる経済的手段を達成するための一時的な給付として考えられていた¹⁴⁾。

現在まで本制度は十数回の改正がなされてきている。重要な改正を取り上げてみると、1990年¹⁵⁾に実施簡素化のため執行名義の必要性（Titelerfordernis）がなくなり、1993年¹⁶⁾には受給年齢の制限が6歳から12歳、受給期間の制限が36か月から72か月へと緩和された。2013年¹⁷⁾には扶養義務親からの償還率の上昇を目的として、扶養義務親に関する情報取得の可能性が広められた。具体的には、扶養義務親の収入および財産状況を明らかにするため、扶養義務親の使用者、保険会社、税務署およびクレジットカード会社からも情報を入手することが可能となった。同時に、扶養料立替給付の受給者に対する協力義務違反に対する制裁も厳しくなった。

そして直近の大きな改正として、2017年7月から72か月の受給期間および12歳までの受給年齢の制限が撤廃され、すべての未成年子を対象とする受給範囲の拡大が行われた¹⁸⁾。また、扶養料立替

表1 扶養料立替制度における支出および収入

	2009年	2010年	2011年	2012年
扶養料立替に関する支出	8億1900万ユーロ	9億1100万ユーロ	9億2200万ユーロ	8億8000万ユーロ
扶養料立替に関する収入	-	-	1億8100万ユーロ	1億8200万ユーロ

¹¹⁾ BMFSFJ, *Bestandsaufnahme der familienbezogenen Leistungen und Maßnahmen des Staates im Jahre 2012*, S.4. なお、2017年の支出額は9月時点において約10億ユーロに上る（Bundesministerium für Arbeit und Soziales (2018), *Übersicht über das Sozialrecht*, S1028）。

¹²⁾ Vgl; Christian Grube (2009), *UVG Unterhaltsvorschussgesetz Kommentar*; Heinrich Schürmann “2017-Unterhaltsvorschuss 4.0” *FamRZ 2017*, S1380-1383.

¹³⁾ Gesetz zur Sicherung des Unterhalts von Kindern alleinstehender Mütter und Väter durch Unterhaltsvorschüsse oder -ausfälligkeiten vom 23.7.1979 (BGBl. I S.1184).

¹⁴⁾ *NDV 2012*, 56.

¹⁵⁾ BGBl. I 1990S.1221.

¹⁶⁾ BGBl. I 1991S.2322.

¹⁷⁾ BGBl. I 2013S.1108.

¹⁸⁾ Gesetz zur Neuregelung des bundesstaatlichen Finanzausgleichssystems ab dem Jahr 2020 und zur Änderung haushaltsrechtlicher Vorschriften vom 14.8.2017 (BGBl. I S.3122).

給付にかかる費用負担割合に関しても、連邦政府がそれまでの3分の1から40%に拡大され、一方で州は3分の2から60%とされた（UVG8条）。

3 制度概要¹⁹⁾

(1) 権利者

受給権利者は、単独監護親ではなく子ども自身である。扶養料立替給付を受給できる子どもは、ドイツに住所または常居所を有しており、単独監護親²⁰⁾の下において生活している18歳に達していない未成年者であり、他方親から、全く、部分的にのみ、または不定期にしか法定の最低扶養料を得られていない者である。扶養料立替給付は、子どもの最低扶養料を社会給付として支給するものであり、単独監護親の収入状況は関係ない。なお、2017年改正によって新たに受給が認められることとなった12歳から18歳の子どもについては、子どもが社会保障法典第2編（求職者に対する基礎保障）による給付を受給していない、または単独監護親が同編11条による自身の総収入が少なくとも600ユーロに達しているとの追加的要件が課される。追加的要件は、扶養料立替給付と社会保障法典第2編による社会手当の長期の併行受給を避けるために設定されたものである²¹⁾。

以下の場合には、扶養料立替給付請求権は生じない。それは、他方親に対する子どもの扶養料請求権を確定および実施するために、権利者側の可能な望まれる行為を行わない場合である（UVG1条3項）。具体的には、扶養義務親に関する情報の提供、父性の確定または他方親の居所の確定についての協力である。ただし例外的に情報提供が親または子どもにとって危険につながる場合は、協力は求められない。そのほか、精子提供型の非配偶者間受精の方法において生まれた子どもについて父性の確定が初めから見込めない場合にも、扶

養立替給付請求権は生じないとされる²²⁾。また、親が子どもの世話を他方親と分担し、一方の親が明白に主たる監護責任を負担していない事例においても、扶養料立替請求権は生じない。子どもが定期的に週の半分を他方親の下で暮らしている場合等（いわゆるWechselmodell）が該当する。

(2) 扶養料立替給付額

扶養料立替給付額は、年齢等級において確定される最低扶養料から算定され、第一子の児童手当（Kindergeld）は全額算入される。

2018年（2019年）1月1日以降の扶養料立替給付額は、以下のようである。

- ・5歳までの子どもは月額154（164）ユーロ
- ・6歳から11歳までの子どもは月額205（212）ユーロ
- ・12歳から17歳までの子どもは月額273（282）ユーロ

他方親から扶養料の支払いが生じている、または遺児手当（Waisenbezüge）を受給している場合には、上記金額から当該額が控除される。また学校教育（Schulbesuch）終了後、子どもの独自の収入は、減額事項として考慮される。これには、労働からの収入だけでなく、財産による収益も含まれる。

扶養料立替給付は、要件が満たされている場合には遡及的に申立ての前月から子どもが成年（18歳）に達するまで支払われる（UVG4条）。

(3) 申立て手続

扶養料立替給付の申立ては、口頭ではなく書面で行わなければならない（UVG9条）。申立ては、監護親または法定代理人によって、権利者である子どもが住所を有する州法によって定められた扶養料立替機関（一般的には、管轄の少年局）対

¹⁹⁾ 本文で指摘するものを除いて、DieterBüte（2015）、UnterhaltsrechtKommentar, S509-519 [Poppen]；家族・高齢者・青少年・女性省が公表している“Der Unterhaltsvorschuss”（2018）；FriedbertRancke（2018）、Nomoskommentar, S1468-1494 [Conradis]を参照。

²⁰⁾ 親が婚姻し継続的な別居生活にない場合、他方親と婚姻しないまま共同生活を行っている場合、または主たる監護責任を負担していない場合は、単独監護親には該当しない。

²¹⁾ a.a.O（12）Schürmann, FamRZ2017, 1381.

²²⁾ BVerwG Urteil vom16.5.2013, FamRZ2013, 1399.

して行われる。申立権は子どもと監護親も有しており、監護親の名前ですることも可能である。そして申立て後、扶養料立替給付の決定通知書が書面で監護親または法定代理人に送付される。通知には、給付決定された子どもの名前、給付額、どの期間認められるかが記載される。決定に対して不服がある場合には、異議申立てを行うことができる。さらに異議申立てに対して不服がある場合には、行政裁判所への訴訟提起が認められる。

(4) 届出義務

監護親は、子どもが扶養料立替給付の受給期間中、扶養料立替給付請求において重要となる、または扶養料立替法との関係において説明を必要とする、すべての変更事項（具体的には、子どもがもはや監護親の下で生活していない、他方親が定期的に子どもに対して扶養料を支払うまたは既に支払っている等）を扶養料立替機関に遅滞なく届出なければならない（UVG6条4項）。監護親がこの届出義務を履行しない場合、監護親は超過して支払われた扶養料立替給付の償還を義務付けられる。加えて、この届出義務の故意または過失による不履行については、過料に処せられる（UVG10条）。

(5) 償還義務

国が子どもに扶養料立替給付を行っている場合、扶養料支払義務親に対する子どもの扶養料請求権が、扶養料立替給付額の範囲において州に委譲される。扶養料請求権は、州に委譲された後も法的性質は変わることなく私法上の債権のままである。従って、請求権の存続および実施はドイツ民法典に基づき行われる。委譲された扶養料請求権は、3年の一般的な時効期間に服する（BGB195条、197条2項）²³⁾。

州は、委譲された扶養料請求権を行使する。ただし、扶養料支払義務親が、社会保障法典第2編による給付を受給し、そして同編11条1項1文の独自の収入を有さない限りにおいて、委譲された扶養

料請求権を行使しない（UVG7条a）。2017年改正において挿入された本規定は、扶養料支払義務を有する親の明白な給付不能力の場合において、求償における不経済な執行を免れる趣旨である。また、子どもの現に生じている扶養請求権が侵害される場合には、請求権の委譲は子どもの不利益のため行使されない（UVG7条3項2文）。法は、子どもに現に生じている扶養料の確保を、州に委譲された請求権の実現より優先する。扶養料立替給付が長期間もたらされなければならないことが見込まれる場合、州は委譲された請求権と並んで将来の扶養料請求権も訴求することができる（UVG7条4項1文）。

扶養料支払義務親は、扶養料立替給付の申立てが権利者からなされたことについて通知され、支払い状況や収入関係について情報を求められる。その際、扶養料支払義務親は、その扶養料支払義務を完全に履行するためにすべての望まれる努力を試みていることを説明しなければならない。

(6) そのほかの社会保障給付との関係性

扶養料立替給付は社会保障給付の一つであり（SGB I 68条14号）、そのほかの社会保障給付との関係性が問題となる。実際、扶養料立替給付を受給している子どもの約80%は、それのみでは当該子どもの生活は保障されないため、同時に社会保障法典第2編および社会保障法典第12編（社会扶助）による給付も受給している²⁴⁾。

児童手当および遺児手当は、扶養料立替給付に対して優先的な社会保障給付として位置付けられる。児童扶助手当（Jugendhilfeleistungen）も扶養料立替給付に優先することが明確である（UVG1条4項）。一方で、社会保障法典第2編および社会保障法典第12編による給付は、扶養料立替給付に対して後順位なものとなる。それら後順位の各制度において、扶養料立替給付は子どもの収入として評価される。

²³⁾ 子どもの親に対する扶養料請求権は、子どもが21歳に達するまで時効とならない（BGB207条）。

²⁴⁾ GerhardTöbben “Die Neuregelungen nach dem Unterhaltsvorschussentbürokratisierungsgesetz “NJW2013, 1844.

Ⅳ ドイツの現状

各種統計から扶養料立替制度にかかわるドイツの現状を明らかにしておきたい。

1 ドイツにおける未成年子に対する扶養料の支払いに関する報告書²⁵⁾

扶養権利者に対する質問において、「扶養義務者が定期的および満額の扶養料を支払っている」と回答した者は69%である。そのうち親子の訪問の割合が高ければ高いほど扶養料の支払いが行われている傾向が読みとれる²⁶⁾。また、扶養料の確定方法についても、両親のみで取決めた場合には88%、少年局による場合には59%、弁護士・公証人の場合には78%、裁判所による場合には55%が支払いを定期的に行っていると報告されている。報告書では、扶養料不払いは特に以下の4つの要因がかかわると指摘する、(a) 子どもと他方親とのコンタクトが僅かしか、または全く存在しない場合、(b) 別居がすでに長期間に至る場合、(c) 扶養料の確定が両親によってではなく、第三者によってなされる場合、(d) 扶養義務親が働いていない場合である。

2 ドイツにおける婚姻および家族に関する主要な給付の評価報告書²⁷⁾

家族・高齢者・青少年・女性省の委託により作成された本報告書では、扶養料立替給付について以下の3点が示されている。(a) 扶養料立替給付は、他方親が扶養料支払義務を履行しない場合に生じる困難な状況において、単独監護親の生計を安定的なものとする。また、扶養料立替給付は、

厳しい監護状況のため抜け出すことのできない困窮状態において、世帯が基礎保障(Grundsicherung)に陥ることを防ぐ役割を果たす、(b) 扶養料立替給付は、失業手当Ⅱ(ArbeitslosengeldⅡ)と異なり高額の収入を有する場合においても支払われるので、単独監護親の就業活動および家族と仕事の調和目的に積極的な効果を生じる、(c) 扶養料立替給付の直接的財政的影響は、シミュレーションでは毎年8億8300万ユーロに達する。税移転制度(Steuer-Transfer-System)における相互作用を考慮する場合、実質的な支出は毎年2億4300万ユーロとなる。というのは、扶養料立替給付により失業手当Ⅱにおける支出を削減することが可能となるからである。さらに労働供給効果(Arbeitsangebotswirkungen)の考慮の下では、財政的費用は1億8900万ユーロになる。

3 その他

扶養料支払義務親の償還割合²⁸⁾は、連邦全体で約20%程度である²⁹⁾。償還割合は、地域の経済力と関係があるとされており、Bayern³⁰⁾やBaden-Württembergのような経済力の強い州においてでさえ、最近5年間で30%を達成または超える程度である。償還割合が低率であることについて、多くの事例において扶養義務親が給付能力を有さないとの指摘がなされる³¹⁾。

Ⅴ まとめ

ドイツにおける扶養料立替制度は、1980年に制度が導入されてから度重なる改正がなされてきた。その中で一貫して試みられてきたのが、受給

²⁵⁾ Vgl; BMFSFJ (2002), Unterhaltszahlungen für minderjährige Kinder in Deutschland.

²⁶⁾ 訪問が頻繁な場合は85%、時々の場合は78%、まれな場合には68%、まったくない場合には40%の支払いとなっている。

²⁷⁾ ZEW (2013), Evaluation zentraler ehe- und familienbezogener Leistungen in Deutschland.

²⁸⁾ 当該年度における扶養料立替給付の徴収額/当該年度における扶養料立替給付額で算出する。

²⁹⁾ a.a.O (12) Schürmann, *FamRZ*2017, 1380.

³⁰⁾ 2015年バイエルン州では、約8000万ユーロの支出があり、そのうち3分の1を回収しているとのことである(*Welt*2017年4月5日報道)。

³¹⁾ *NDV*2012, 55.

者となる子どもの対象範囲の拡大であった。例えば2009年当時の制度においては、受給期間は72か月、受給年齢は満12歳までとの制限が存在したため、72か月の受給期間に達した4万5737人の子どもおよび満12歳に達した3万952人の子どもが受給権を喪失していた³²⁾。そして、2017年の改正において念願かかって受給年齢および受給期間の制限が撤廃された。今後の改正は、扶養料支払義務親の償還率の上昇を目的とした改正がなされていくことが予想される。償還率が上昇することは、財政的な問題に対処するとともに、実務上の意義も大きいと指摘される。つまり国が立替給付した扶養料を求償できた場合、法的状況の明確化により、直接子どもが扶養料支払義務親から扶養料を定期的に受け取ることも可能となると考えられている。今後、償還率がどのように変わっていくかは興味深い点である。ただし一方で扶養料立替給付の収入と支出との大きな相違の原因は、扶養料立替制度による給付が立替だけでなく、扶養料支払義務親の給付可能性がない場合にも支払われる点にあるとされる³³⁾。そうすると償還率の上昇にも限界があることとなる。

そのほか制度的な問題点の指摘として、扶養料立替給付請求権は、単独監護親が再婚した場合にはもはや存在しなくなるが、この点について再婚によって当該子どもに対する継親の扶養義務は生じず、他方親への扶養請求権は存在し続けるのであり、再婚による給付請求権の消滅には問題があるとする³⁴⁾。また、扶養料立替制度による給付とほかの社会保障給付を重複して受給することが多いため、特に少年局とジョブセンターとの協同関係の強化が必要との指摘がなされる³⁵⁾。ドイツでは上記のような制度的な問題点は多々指摘されるものの、扶養料立替制度自体を無くすべきといっ

た批判は著者が調べた限りでは見られなかった。

日本において同様の制度を導入するにあたっては、最低扶養料といったこれまでに無い概念を導入する必要性、受給要件を如何に設定するのかといった点、さらにはモラルハザードの心配等さまざまな問題が存在するが、ドイツや同様の制度を有する国々を参考に設計していくことは可能である。特にドイツと日本では扶養法の体系に親近性があるとの指摘もなされており参考になる点が多いと考えられる。現に、2007年に導入された「離婚時年金分割制度」は、ドイツの「年金権調整制度 (Versorgungsausgleich)」を参考に導入されている。制度設計以上に大きな問題として考えられるのが莫大な費用の負担である。ただしこの点についても、ドイツにおける報告書の指摘にもあるように、ほかの社会保障給付が削減されること、扶養料立替給付により生じるプラスの波及的効果も踏まえると、実際の支出額はそれほど莫大な金額にはならないとも考えられる。この点は、支出額や収入額および償還率のみを形式的に見て判断するのではなく、より広い視点から検討する必要がある。

また、費用の面も含め本制度を導入するには、改めて根本的な問題として養育費不払いに対して国がどこまで介入するべきなのか、といった点を議論していかなくてはならない。近時、家族法の分野では、その行政の介入の低さが大きな問題として指摘されるに至っている³⁶⁾。児童虐待問題、DV問題等からも明らかなように、「法は家庭に入らず」の原則を厳格に推し進めることにより、被害を受けるのは弱者である女性・子どもである。そこで、この原則を堅持しつつも、問題の性質および緊急性に応じて国が介入しなければならない³⁷⁾。養育費不払い問題に対して、その額の設

³²⁾ KirstenScheiwe “Sozialleistungen für Alleinerziehende und ihre Kinder-ein Problemaufriss “ARCHIV für Wissenschaft und Praxis der sozialen Arbeit 2/2011, S45.

³³⁾ FuR1993, 280.

³⁴⁾ NDV2012, 53.

³⁵⁾ NDV2012, 54.

³⁶⁾ 水野紀子 (2011) 「多様化する家族と法」, 『都市問題』, No.12, p.62以下。

³⁷⁾ 子の処遇は当事者自治の範囲を超えるものにとらえ、その限りで国家の後見的介入を必要とする (神谷遊 (1997) 「履行確保制度」, 『ゼミナール婚姻法改正』, 日本評論社, p.196)。

定等については、私事としての側面が大きいと考えられるが、一度取り決められた養育費の不払いについては、もはや私事としての側面は薄れており、国が後見的に介入すべき問題と考えられる。

Ⅵ おわりに

本稿では、養育費の確保という観点から、参考となるドイツの扶養料立替制度を概観してきた。ドイツにおいてもまもなく40年を経過しようとする本制度であるが、完成されたものではなく、改正が引き続き行われている。そのような改正の流れの中において一貫して存在する考え方が、「子どもの福祉・利益」に資する制度設計である。ほかの社会保障制度との関係等複雑な問題が残されているが、制度自体に対しては肯定的な見解が占めている。しかし一方で、扶養料立替制度について、よく知っていると答えた国民は僅か7%に過ぎないとの報告もある³⁸⁾。扶養料立替法だけを見ると条文数は13か条に過ぎないが、扶養料立替法実施の為のガイドライン(2017年)は、183頁にも及ぶことを考えると制度は想像以上に複雑なもの

である。しかし国民の関心はそれほど高くはないが、このような多額の費用を必要とする制度が維持できているともとらえられる。

翻って日本では、おそらくドイツの扶養料立替制度の予算を聞いただけで議論は停滞するであろう。しかし、ドイツでもあったようにほかの社会保障制度との調整が見込まれること、限りある財源を効果的に投入するという視点そして何よりも養育費という子どもの明日の生活費、将来を築く資金であることを考えると同様の制度を検討する必要はある。そのためにも、諸外国で行われている扶養料立替制度を詳細に検討するとともに、あわせて今後は根本的な原因、より根源的・潜在的な問題として国がどこまでこのような問題にかかわるべきかについて研究を深めていきたい。

謝辞

本稿は、公益財団法人民事紛争処理研究基金の研究助成による研究成果の一部である。

(いこま・としひで)

³⁸⁾ Institut Für Demoskopie Allensbach (2012), Staatliche Familienleistungen aus Sicht der Bürgerinnen und Bürger: Kenntnis, Nutzung und Bewertung, S162.

“Unterhaltsvorschuss” in Germany

Toshihide IKOMA *

Abstract

In this article, I introduce the German *Unterhaltsvorschuss* system, in which the country lends child maintenance. Single parents who receive no maintenance or no regular maintenance from the other parent can apply for a maintenance advance.

The *Unterhaltsvorschuss* system has been revised many times before, with the most recent amendment taking place in 2017.

Here I present an overview of the system and explore the adaptation of such a system in the context of Japan.

Keywords : Poverty of Children, Child Support, Support, Maintenance

* Associate Professor, University of Fukui